

# 市町村食育推進計画作成の手引き

～既存の取組を踏まえた計画の作成～

平成26年6月

(令和4年(2022年)3月改訂)

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

# 目次

I	はじめに.....	1
1	関係規定及び目標.....	2
2	市町村食育推進計画作成の効果.....	2
	（1）地域の食育の取組把握や情報共有で効率的、効果的な取組へ.....	2
	（2）地域の課題の把握と地域の施策方向の明確化、取組の「見える化」.....	3
	（3）国等の助成制度の活用.....	3
III	食育推進計画の作成.....	5
	<計画づくりの流れ>.....	5
1	計画作成の担当部署.....	6
	◆ワーキンググループについて.....	6
2	現状を把握する.....	6
	（1）地域の食育の取組の把握（一覧を作成）.....	6
	（2）食育関連数値の把握.....	6
	（3）アンケート調査.....	6
3	基本目標を定める.....	6
4	数値目標について.....	7
5	計画の素案の作成.....	7
6	外部意見の聴取など.....	7
	（1）地域の有識者や取組者.....	7
	（2）パブリックコメント.....	7
7	計画の決定・公表.....	7
8	関連計画との関係.....	8
	（1）健康増進計画.....	8
	（2）地産地消促進計画.....	8
IV	終わりに.....	10

## (参考資料)

【参考1】 市町村食育推進計画のひな形

【参考2】 アンケート調査票の例(平取町)

【参考3】 健康あびら21【安平町健康増進計画】(抜粋)

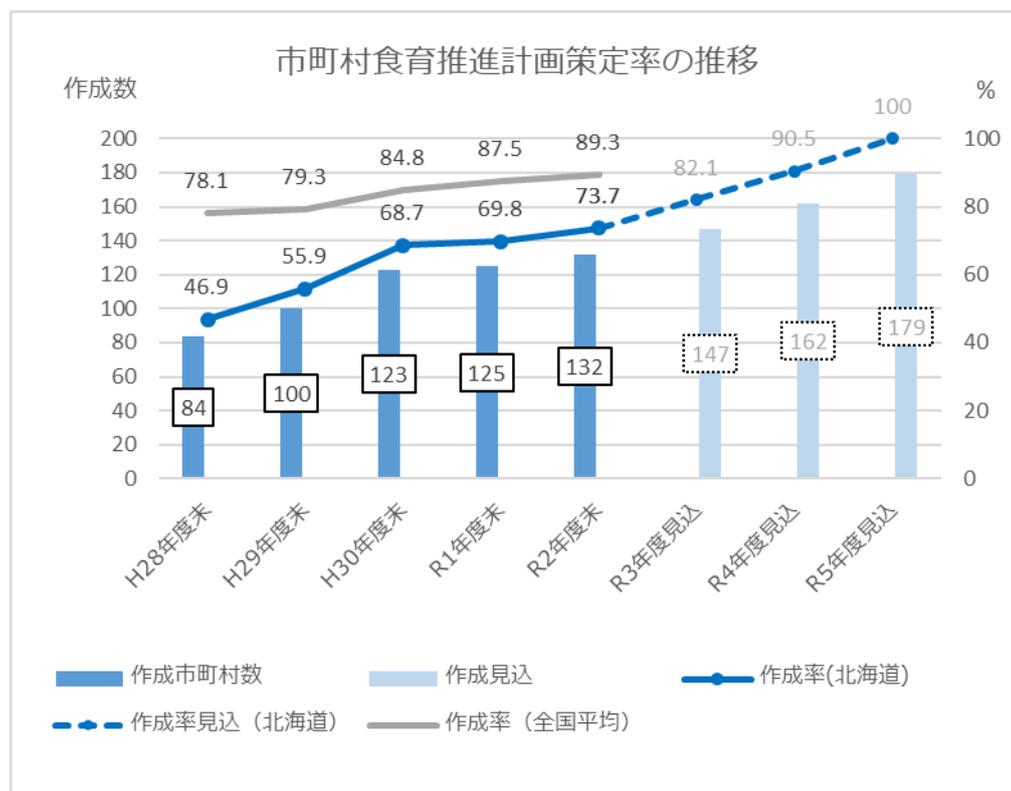
【参考4】 上士幌町食育・地産地消促進計画(抜粋)

## I はじめに

現在、道内においては教育分野を含めすべての市町村で食育の取組が行われています。しかし、食育推進計画の作成率は、国の第4次食育推進基本計画及び道の第4次食育推進計画の目標である100%には達しておらず、増加はしているものの、令和3年3月末現在73.7%（全国ワースト6位）と全国平均89.3%と比べると低い状況にとどまっています。

本手引きは、計画作成の重要性を改めて考え、既に各地で実施されている食育の取組を踏まえて、作業負担を少しでも減らしながら食育推進計画を作成できるよう、取りまとめたものです。

なお、この手引きはあくまでも参考であり、既に作成、公表された計画に影響を与えるものではありませんが、食育推進計画未作成の市町村においては、この手引きや資料として添付した計画のひな形も参考に、計画の作成に着手いただくと幸いです。



※実績値は農林水産省（令和2年度食育白書）、見込は令和5年度までに100%となるよう推計。

（時点：令和3年3月末）

## II 市町村食育推進計画作成の意義

### 1 関係規定及び目標

市町村食育推進計画に関しては、食育基本法や食育関連計画に規程や目標があります。

#### ◇食育基本法第 10 条

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ◇食育基本法第 18 条

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

#### ◇市町村食育推進計画作成率の目標

- ・国：「第 4 次食育推進基本計画」（計画期間 R3～R7）：100%
- ・道：「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画【第 4 次】計画期間 H31～R5）：100%

### 2 市町村食育推進計画作成の効果

食育基本法第十条の「地方公共団体の責務」を果たし、行政機関としての信頼性の維持、向上のためにも、できるだけ早期に食育推進計画を作成する必要があるとともに、次のように、作成による効果があります。

#### (1) 地域の食育の取組把握や情報共有で効率的、効果的な取組へ

- ・多くの市町村では、各機関や団体が個別に食育の取組を進めている例が多い。
- ・地域の取組の現状を把握、整理し、関係機関が情報共有し、連携しながら取組を進めることで、類似の取組の統合や、一つのイベントで複数の分野の効果を狙うといっ

た効率的、効果的な取組が可能になります。

・食育の取組を行うことで、地域の基幹産業である農業、漁業などの産業を守ることにつながるとともに、そのことを住民に対して表明することができます。

## (2) 地域の課題の把握と地域の施策方向の明確化、取組の「見える化」

・食に関わる数値の整理・比較やアンケート調査により、地域の課題がわかると、施策の方向が見えてきます。

・地域の目標達成のためにどのような取組を実施するか、その取組を住民の方に伝えることが可能となり、「見える化」が図られます。

## (3) 国等の助成制度の活用

・(1)、(2)により地域の状況、課題、施策の方向が見え、関係機関が連携すると新たな事業を組み立てる契機になります。

・関係機関が情報共有することで、例えば保健分野、教育分野の事業を農林水産省の交付金を活用して実施することが可能になります。

・近年では、道内において農林水産省の助成制度を活用しているのはすべて計画を作成（または作成に着手）した市町村となっています。

・令和4年度からの「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」では、市町村食育推進計画作成のためのアンケート・ヒアリング調査、普及啓発資料の作成等の経費について、「食育推進検討会の開催」の取組を活用することが可能です。

### 市町村食育推進計画作成方法

市町村計画の作成方法には次のとおり、いくつか方法があります。

- ア 単独で作成
- イ 健康増進計画等と一体的に作成
- ウ 農林水産関係の計画と一体的に作成
- エ 自治体の総合的な計画と一体的に作成
- オ その他の計画と一体的に作成

はじめて計画を作成する場合は、既にある類似計画を食育推進計画とみなす方法が、計画作成の第一歩となります。しかし、類似計画の見直し時期にあわせて改正する場合、作成時期が先送りとなることがありますので、早期に作成できるよう検討の際に留意してください。

他の計画と一体的に作成することは、役場内部での他部署との連携により組織力が強化されるという利点があります。

## 【国の助成制度の活用状況】

- ①農林水産省「消費・安全対策交付金」の「地域における日本型食生活等の普及促進」(~H27)  
⇒活用自治体はすべて食育推進計画作成済 (H25: 8市町村、H26: 13市町村、H27: 7市町村)  
※事業開始時には未作成だったが年度中に作成した自治体を含む。
- ②農林水産省「学校給食地場食材利用拡大モデル事業」(H26~27)  
(補助率 (H27): 定額 上限7,000千円。なお、対象経費は基本的に10/10、一部は1/2以内補助)  
⇒平成26年度に道内で採択を受けたのはすべて食育推進計画作成自治体  
※H27は道内採択なし。  
※本事業での計画の位置付け
- ・地産地消促進計画: 作成が事業の採択要件
  - ・食育推進計画: 作成が事業採択に考慮される事項
- ※なお、既存の食育推進計画を地産地消促進計画として登録し、事業採択されている例もある。
- ③農林水産省「『和食』と地域食文化継承推進事業」(補助率1/2以内 H28)  
※事業実施主体は食育推進計画作成済の自治体を含む協議会のみ。  
⇒平成28年度は道内で採択を受けたのは2協議会
- ④農林水産省「地域の魅力発見食育推進事業」(補助率1/2以内 H29)  
⇒平成29年度に道内で採択を受けたのはすべて食育推進計画策定自治体
- ⑤農林水産省「食料産業・6次産業化交付金」(補助率1/2以内 H30~R3)  
⇒平成30年度に道内で採択を受けたのは食育推進計画策定自治体と民間団体  
⇒平成31年度に道内で採択を受けたのは食育推進計画策定自治体と民間団体  
⇒令和2年度に道内で採択を受けたのは食育推進計画策定自治体と協議会  
⇒令和3年度に道内で採択を受けたのは食育推進計画策定自治体と民間団体
- ⑥農林水産省「消費・安全対策交付金」(補助率1/2以内 R4~)

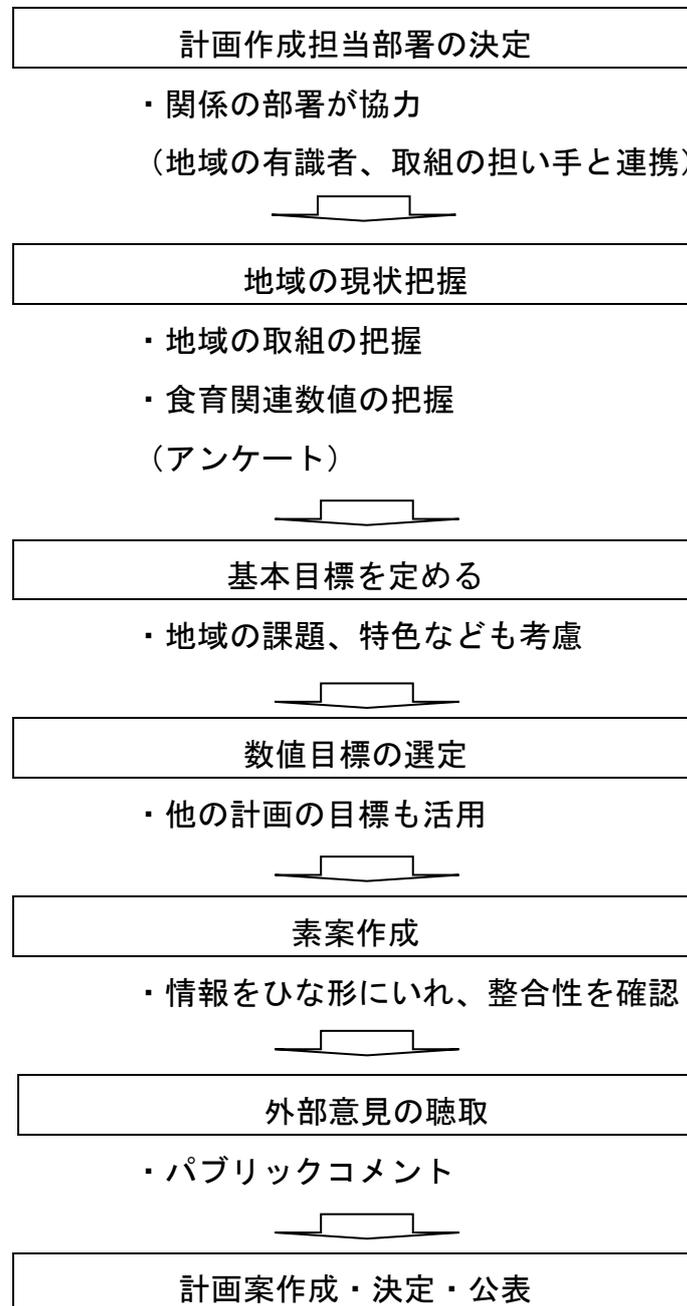
### ※音更町の例

H24年度: 食育推進・地産地消促進計画を作成し、作成時に把握した課題を元に事業を組立て。  
⇒H25年度: 農林水産省「食のモデル地域育成事業」で事業採択 (H26も継続)  
⇒H26年度: ②の事業で採択  
⇒H27年度: 町を含む協議会により①の事業で採択  
⇒H28年度: 上記の協議会により③の事業の採択を受ける  
⇒H29年度: 上記の協議会により④の事業の採択を受ける

### Ⅲ 食育推進計画の作成

「市町村食育推進計画のひな形」【参考1】を用いて作成する事例を説明しています。

#### <計画づくりの流れ>



## 1 計画作成の担当部署

各市町村の保健、産業、教育、環境等の各部署ではそれぞれ「食育の位置付け」で実施している事業があると思います。各市町村の計画作成に当たっては、関係部署職員で構成する「ワーキンググループ」により計画を作成することを勧めます。

### ◆ワーキンググループについて

計画作成のワーキンググループは、計画を推進する横断的な組織として、効果的な活動が可能です。

## 2 現状を把握する

### (1) 地域の食育の取組の把握（一覧を作成）

・ワーキンググループでは、まず、関係部署がそれぞれ把握している地域の取組の一覧を作成します。

⇒情報共有が進み、以後、連携を図るのに有効です。

以下の例に加除、修正するところから始めてみることをお勧めします。

- ①基本目標ごとの取組 (ひな形6頁)
- ②担い手及びライフステージごとの取組 (ひな形9頁)

### (2) 食育関連数値の把握

- ・食育関連数値を整理し、全道や全国と比較することで課題が見える場合があります。
- ・健康増進計画や教育振興（基本）計画で既に関連する数値指標がある場合は活用するのが適当です。

◆学校給食における地場産物活用率（道教委調査）

◆児童・生徒の朝食欠食率（文科省：全国学力・学習状況調査） など

### (3) アンケート調査

地域の課題を把握するのに有効です。ぜひ実施を検討してください。（※平取町の調査例を参考に添付しました。【参考2】）

## 3 基本目標を定める

2の現状の情報を踏まえて基本目標を定めます。ひな形の基本目標を仮置きとして、地域の課題や地域として大切にしたい分野を反映するとよいでしょう。

食育計画は、多方面の法令等に関連していることから、市町村の規定を踏まえ、計画

の位置づけを明確にしましょう。

特に、食育の推進には、持続可能な開発目標（SDGs）の観点が必要です。SDGsとの関連についても記載しましょう。

#### 4 数値目標について

数値目標は計画に必須ではありませんが、各自治体で把握可能なもので道や国と比較できるものは経年的な状況把握などに役立ちます。現状の水準にもよりますが、目標は必ずしも目標値を明示するのではなく、「改善」または「維持」と示す場合もありえます。（ひな形 10 頁参照）

なお、以下の点にも留意してください。

- ・地産地消促進計画を兼ねる場合は学校給食の地場産（北海道産）食品の導入割合の目標を入れることが望ましい。（10 頁参照）
- ・健康増進計画で示している指標（肥満率等）、教育振興(基本)計画で示している指標（朝食欠食等）など、他の計画の数値目標があれば兼用も検討願います。

#### 5 計画の素案の作成

2～4 の情報をひな形に入れ、全体の整合性をとります。

#### 6 外部意見の聴取など

##### （1）地域の有識者や取組者

2～5 の作業は職員だけで事務を進めることが可能ですが、できれば早い段階で地域の有識者や地域の食育の取組の担い手等からアドバイスを得たり、意見を聞く機会を持つことで素案の作成が容易になり、また計画作成後に取組を推進する場合の連携が期待できます。

また、北海道食育コーディネーターに、専門的見地から助言を受けることもできますので検討してください。

##### （2）パブリックコメント

作成した素案については、各自治体の規定により、必要に応じパブリックコメントを実施します。

#### 7 計画の決定・公表

6 の意見等を踏まえ、計画案を作成し、決定します。

なお、市町村食育推進計画を作成、変更したときは、速やかにその要旨を公表することになっています。(食育基本法第18条第2項)

作成・変更した計画は、公表しなければ住民はじめ第三者に認識されませんので、自治体のホームページ等で必ず公表してください。

**<参考>どさんこ食育推進プラン（北海道食育推進計画【第4次】）の策定経過**

H30. 11. 21	・北海道食の安全・安心委員会で計画素案を審議
11. 26	・北海道議会の食と観光対策特別委員会で計画素案を説明
11. 29	・計画素案についてパブリックコメントを募集（1か月間）
H31. 2. 7	・北海道食の安全・安心委員会で計画案を審議
2. 14	・北海道議会の食と観光対策特別委員会で計画案を説明 ＜北海道議会第1回定例会＞
H31. 3. 15	・計画決定・公表

## 8 関連計画との関係

関連する計画が既にある場合やこれから作成する場合は、食育推進計画と兼ねた計画作成なども検討願います。

なお、道内の市町村食育推進計画及び関係計画と兼ねた作成状況は、表1の「道内の食育推進計画作成市町村一覧」のとおりです。

### (1) 健康増進計画

健康増進計画において食育推進に関する施策が盛り込まれていれば、その計画の趣旨・計画の位置づけに食育推進計画の性格を有することを明記することにより、食育推進計画と位置づけることが可能です。

ただし、食育推進計画として7の公表が必要です。

(※安平町健康増進計画「健康あびら21」の抜粋を参考に添付しました。【参考3】)

### (2) 地産地消促進計画

食育推進計画と地産地消促進計画を一体で作成している例や既存の食育推進計画を事後的に地産地消促進計画に位置づけた例があります。

地産地消促進計画の内容等については、表2のとおり国から通知されています。

(※上士幌町食育・地産地消促進計画の抜粋を参考に添付しました。【参考4】)

その他、総合計画や農業農村振興計画、次世代育成行動計画などの関連の計画に位置づけた例もあります。

表 1

道内の食育推進計画作成市町村一覧 (管内別) (令和4年3月見込)

<b>空知総合振興局</b>	○新篠津村	△むかわ町	○富良野市	◎中頓別町	△清水町
夕張市	<b>後志総合振興局</b>	<b>日高振興局</b>	△鷹栖町	枝幸町	○芽室町
岩見沢市	◎小樽市	◎日高町	○東神楽町	豊富町	△中札内村
○美唄市	○島牧村	○平取町	当麻町	礼文町	○更別村
○芦別市	○寿都町	◎新冠町	比布町	利尻町	◎大樹町
◎赤平市	○黒松内町	浦河町	◎愛別町	利尻富士町	○広尾町
三笠市	◎蘭越町	○様似町	○上川町	◎幌延町	△幕別町
○滝川市	△ニセコ町	えりも町	東川町	<b>オホーツク総合振興局</b>	△池田町
◎砂川市	◎真狩村	新ひだか町	○美瑛町	◎北見市	豊頃町
◎歌志内市	◎留寿都村	<b>渡島総合振興局</b>	◎上富良野町	○網走市	本別町
○深川市	喜茂別町	○函館市	◎中富良野町	○紋別市	◎足寄町
○南幌町	○京極町	北斗市	南富良野町	◎美幌町	陸別町
◎奈井江町	◎倶知安町	松前町	○占冠村	津別町	浦幌町
◎上砂川町	○共和町	◎福島町	○和寒町	△斜里町	<b>釧路総合振興局</b>
◎由仁町	◎岩内町	○知内町	△剣淵町	清里町	釧路市
○長沼町	◎泊村	○木古内町	○下川町	△小清水町	○釧路町
○栗山町	神恵内村	◎七飯町	○美深町	○訓子府町	◎厚岸町
月形町	◎積丹町	○鹿部町	○音威子府村	◎置戸町	○浜中町
○浦臼町	古平町	森町	○中川町	△佐呂間町	標茶町
新十津川町	仁木町	◎八雲町	○幌加内町	◎遠軽町	○弟子屈町
◎妹背牛町	○余市町	◎長万部町	<b>留萌振興局</b>	○湧別町	鶴居村
◎秩父別町	赤井川村	<b>檜山振興局</b>	△留萌市	△滝上町	◎白糠町
◎雨竜町	<b>胆振総合振興局</b>	◎江差町	△増毛町	興部町	<b>根室振興局</b>
北竜町	◎室蘭市	◎上ノ国町	△小平町	西興部村	◎根室市
◎沼田町	○苫小牧市	△厚沢部町	△苫前町	雄武町	△別海町
<b>石狩振興局</b>	◎登別市	△乙部町	△羽幌町	○大空町	○中標津町
○札幌市	◎伊達市	奥尻町	△初山別村	<b>十勝総合振興局</b>	◎標津町
○江別市	◎豊浦町	◎今金町	△遠別町	△帯広市	◎羅臼町
○千歳市	壮督町	◎せたな町	△天塩町	△音更町	
○恵庭市	○白老町	<b>上川総合振興局</b>	<b>宗谷総合振興局</b>	士幌町	
○北広島市	厚真町	○旭川市	○稚内市	△上士幌町	
○石狩市	○洞爺湖町	○士別市	猿払村	◎鹿追町	
当別町	◎安平町	○名寄市	浜頓別町	新得町	

北海道 計 133 市町村 / 179 市町村 (74.3%)

※○の市町村は単独で作成、◎は健康・保健関連の計画と、△はその他の計画と兼ねて策定。無印は未策定、期間切れ。

表2 地産地消推進計画の内容等

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の運用について（農林水産省 H23. 8. 31 一部改正）より

○基本方針を勘案し、以下の施策のうちから地域の実情に応じたものを内容に含めることが望ましい。（第5の2）	
・ 地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備	（法 § 42）
・ 直売所等の利用による地域の農林水産物の利用の促進	（法 § 43）
・ 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進	（法 § 44）
・ 地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保	（法 § 45）
・ 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等	（法 § 46）
・ 人材の育成等	（法 § 47）
・ 国民の理解と関心の増進	（法 § 48）
・ 調査研究の実施等	（法 § 49）
・ 多様な主体の連携等	（法 § 50）
○区域の実情を踏まえ、地域の農林水産物の利用の促進の目標を明確に設定することが望ましい。（第5の3）	
・ 学校給食における地場産物(都道府県産)の使用割合に関する目標の達成に資するものを設定することが望ましい。	

#### IV 終わりに

本手引きは、市町村のみなさんの質問、意見を踏まえて修正していきたいと考えております。不明な点などがありましたら、随時、お問い合わせ、ご相談ください。

<p>&lt;修正履歴&gt;</p> <p>初版：平成 26 年 6 月</p> <p>平成 27 年 7 月改訂</p> <p>平成 28 年 5 月改訂</p> <p>平成 29 年 5 月改訂</p> <p>平成 30 年 8 月改訂</p> <p>令和 4 年 3 月改訂</p>
---



<p><b>【問い合わせ先】</b></p> <p>北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係</p> <p>電 話：0 1 1－2 3 1－4 1 1 1 内 線：2 7－6 6 7</p> <p>直 通：0 1 1－2 0 4－5 4 2 7</p> <p>F A X：0 1 1－2 3 2－7 3 3 4</p> <p>e-mail：<a href="mailto:slow.food@pref.hokkaido.lg.jp">slow.food@pref.hokkaido.lg.jp</a></p>
---